

2026 年 8 月 6 日

各 位

会 社 名 三菱マテリアル株式会社  
代 表 者 名 執行役社長 田 中 徹 也  
(コード番号 5711 東証プライム市場)  
問 合 せ 先 I R 室 長 長 嶋 康 太  
( 電 話 番 号 0 3 - 5 2 5 2 - 5 2 9 0 )

(開示事項の変更) 会社分割 (簡易吸収分割) による銅精鉱の購入および電気銅等の販売に係る事業の統合に関する最終契約書の締結について

当社は、2026 年 5 月 28 日付で公表いたしました「会社分割 (簡易吸収分割) による銅精鉱の購入および電気銅等の販売に係る事業の統合に関する最終契約書の締結について」(以下「本開示済資料」) のとおり、当社が営む銅精鉱の購入および銅精鉱由来の電気銅・硫酸・その他銅製錬副産物の販売を行う事業 (以下「本統合対象事業」) について、(i) パンパシフィック・カッパー株式会社 (以下「PPC」) が当社の本統合対象事業の受け皿となる新会社 (以下「新会社」) を設立したうえで、(ii) 当社を吸収分割会社、PPC を吸収分割承継会社とする本統合対象事業の吸収分割 (以下「本第一吸収分割」) を行い、(iii) 本第一吸収分割と同日付で、本第一吸収分割の効力発生を条件として、PPC を吸収分割会社、新会社を吸収分割承継会社とする本統合対象事業の吸収分割 (以下「本第二吸収分割」。本第一吸収分割と総称して以下「本吸収分割」) を実施すること (以下 (i) 乃至 (iii) を総称して「本統合」) としております。本日、本統合に関する経営統合契約書に関し、当社、JX 金属株式会社、三井金属株式会社、丸紅株式会社および PPC との間で変更契約書 (以下「本変更契約書」) を締結し、以下のとおり本吸収分割の効力発生日等を変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 変更の内容

|                             | 変更前             | 変更後            |
|-----------------------------|-----------------|----------------|
| 本吸収分割契約書承認<br>取締役会決議日       | 2026年7月 (予定)    | 2026年11月 (予定)  |
| 本吸収分割契約書締結                  | 2026年7月 (予定)    | 2026年11月 (予定)  |
| 本吸収分割契約書承認<br>株主総会決議日 (PPC) | 2026年9月 (予定)    | 2027年1月 (予定)   |
| 本吸収分割効力発生日                  | 2026年10月1日 (予定) | 2027年2月1日 (予定) |

2. 変更の理由

本開示済資料にてお知らせしておりますとおり、本統合の実施は、本統合を行うにあたり必要な公正取引委員会等の国内外の関係当局への届出や許認可の取得等が完了すること等を条件としているところ、国内外の関係当局による企業結合審査の完了までに要する時間等を勘案し、本吸収分割の効力発生日を2026年10月1日から2027年2月1日に変更することといたしました。

### 3. 日程

|                                   |                   |
|-----------------------------------|-------------------|
| 本 変 更 契 約 書 締 結 日                 | 2026年 8 月 6 日     |
| 本 吸 収 分 割 契 約 書 承 認 取 締 役 会 決 議 日 | 2026年11月（予定）      |
| 本 吸 収 分 割 契 約 書 締 結               | 2026年11月（予定）      |
| 本吸収分割契約書承認株主総会決議日（PPC）            | 2027年 1 月（予定）     |
| 本 吸 収 分 割 効 力 発 生 日               | 2027年 2 月 1 日（予定） |

（注）本統合の実施は、本統合を行うに当たり必要な公正取引委員会等の国内外の関係当局への届出や許認可の取得等（以下「許認可等関連手続」）が完了すること等を条件としております。

今後手続を進める中において、許認可等関連手続やその他の理由により、当社らで協議のうえ、本統合の日程を変更する場合があります。

なお、本第一吸収分割は、当社においては会社法第 784 条第 2 項に基づく簡易分割であり、本第二吸収分割は、新会社においては会社法第 784 条第 1 項に基づく略式分割であるため、当社および新会社は、それぞれ株主総会の決議による承認を得ずに行います。

また、本第一吸収分割の効力の発生は、PPC の株式について 1 株につき 17 株の割合をもって行う株式分割の効力発生を停止条件としております。

### 4. 今後の見通し

本件による当社の連結業績への影響は、2026年 8 月 6 日付で公表しております2027年 3 月期連結業績予想に合理的に見積可能な範囲で織り込んでおりますが、今後、開示すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

以上